

【参考資料4-1】 安全装置等の審査の合理化の受け皿となる制度について

- 安全装置等について、主事等の審査によらず、一定の第三者性を担保させる方法については、下記のような方策が考えられる。
- 寛容な制度設計をることにより、審査の実務上の負担を軽減することが可能であるが、同時に製造者の生産体制を信頼した制度設計となることから、その対象については慎重な検討が必要。

	認定等主体	特徴	方法	対象の考え方	活用の実例	制度改正の枠組み
構造方法等の認定 (建基法第68条の26)	国土交通大臣	政令に規定する基準に適合することを条項毎に認定することにより、告示以外の構造とすることが可能	指定性能評価機関の評価等を基に、国土交通大臣が認定	特に高度な性能検証を要するもの	戸開走行保護装置 構造計算プログラム	政令（対象を整理） 告示・業務方法書（審査方法を整理）
型式適合認定 (建基法第68条の10)	指定認定機関	政令・告示に適合することを認定することにより、確認審査の省略	特定の建築物の部分の法令適合性を型式適合認定機関が認定	同一の型式で量産される製品など	段差解消機等 浄化槽	政令（対象・該当規定を整理）
型式部材等製造者認証 (建基法第68条の11)		型式適合認定を取得した部分の製造する体制を認証することにより、確認審査・完了検査の省略	品質管理体制（設備・組織）の適切性を型式適合認定機関が認定	適切な生産体制で工業的に製造される製品など	ホームエレベーター プレハブ住宅	
JISに基づく規格への適合	登録認証機関・製造者等	JISで定められた規格へ適合することを、認証機関又は製造者自らが判断	工業製品の品質管理体制を登録認証機関が審査（認証契約）又は自己適合宣言による表示	適切な生産体制で工業的に製造される製品など	非常用EVのかご 避雷設備	JIS規格を制定